

全国SDGsプラットフォーム連絡協議会規約

令和3年9月7日

(名 称)

第1条 本会は、「全国SDGsプラットフォーム連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、全国に所在するSDGs官民連携プラットフォームの活動連携等により、SDGsの普及と地域課題の解決を図ることで、地域の活性化を実現し、持続可能なまちづくりを促進することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 会員相互間の連携を促進するための情報共有
- 二 本会活動の国内外への積極的な情報発信
- 三 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する政府・自治体等と民間企業・団体等が連携して構成する団体とする。

- 2 本会への加入を希望する者は、その旨を書面により提出し、役員会を経て承認されることで、会員となる。
- 3 会員は、書面により届け出て退会することができる。

(役 員)

第5条 本会に、会長1名及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、総会で選出する。
- 3 会長及び副会長の任期は、1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は、本会を代表し、連絡協議会の運営に当る。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 6 会長及び副会長で構成する役員会を設置し、運営方針、活動計画及びその他本会の運営に関する重要事項を協議する。

(総 会)

第6条 総会は、会長が年1回これを招集し、総会の議事を総理する。ただし、会長は、必要に応じ、臨時に総会を招集することができる。

- 2 会長は、必要に応じ、総会の招集を行わず、書面その他の方法により会員の意見を求めることにより、総会の決議に代えることができる。
- 3 総会は、次の事号に掲げる事項を決定する。
 - 一 役員を選出に関する事項
 - 二 運営方針及び事業計画に関する事項
 - 三 規約の制定及び改廃に関する事項
 - 四 その他本会の意思決定に関する重要事項
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、内閣府地方創生推進事務局に置く。

(雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和3年9月7日から施行する。